

平成 26 年度
冬期道路交通確保除雪計画書



上 越 市

目 次

1	除雪基本方針	1
2	体制	1
3	除雪実施計画	2
	（1）車道除雪	2
	（2）歩道除雪	6
	（3）狭隘道路（日中）除雪	8
4	消融雪施設	9
5	雪捨場	10
6	市民への情報提供と協力依頼	10
7	関係機関との連携	11
8	適切な管理による効率的な除雪の実施	11
9	共助による地域除雪の支援	12

1 除雪基本方針

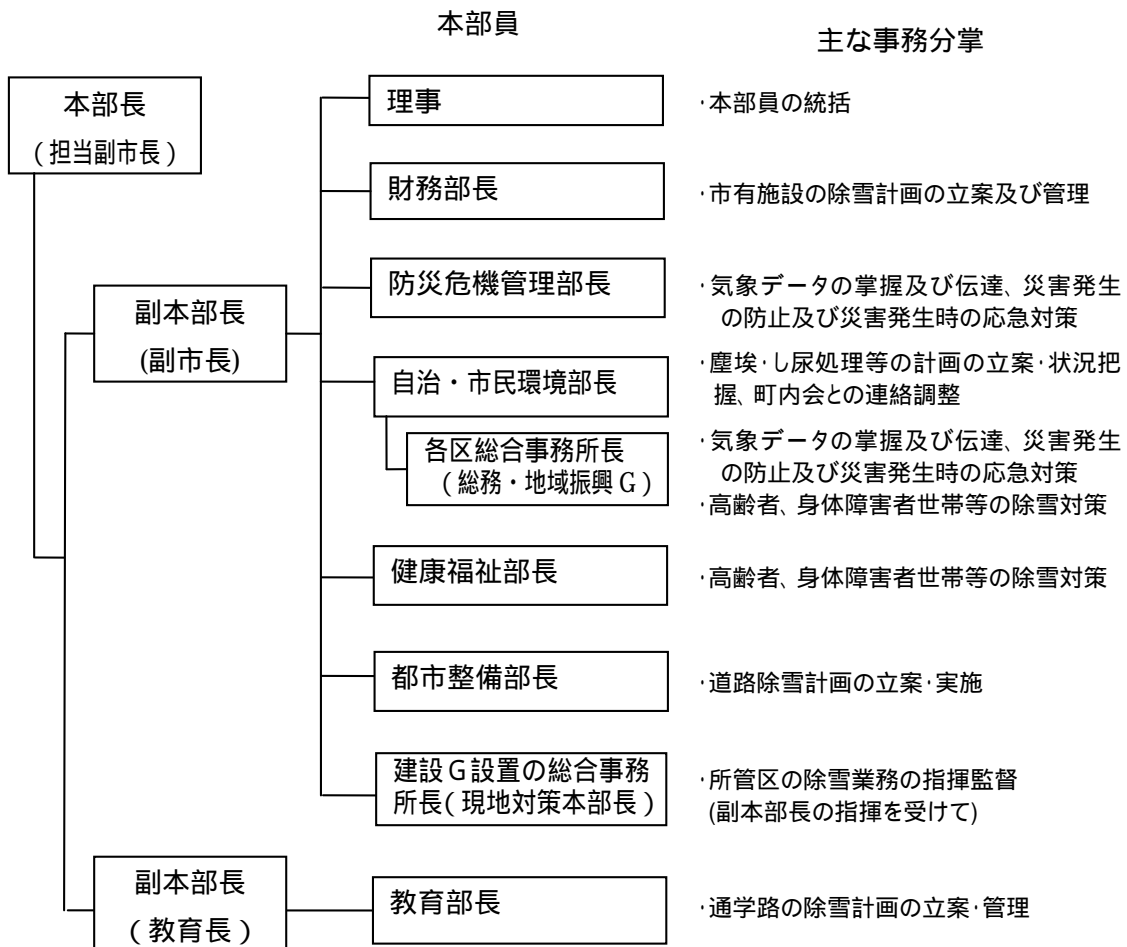
当市は、県内でも降雪、積雪が多い地域であり、昭和36年の豪雪を契機に制定された「豪雪地帯対策特別措置法」では、市内全域が豪雪地帯に、さらにほぼ全域が特別豪雪地帯に指定されています。

豪雪地域での冬期積雪期における道路交通の確保は、市民の日常生活や経済活動を維持するために極めて重要な施策であり、国・県及び関係機関と連携を図るとともに、市民の自助、共助による積極的な協力を得ながら、効率的・効果的な除雪作業を実施します。

2 体制

除雪に当たっては、12月1日から翌年3月31日まで上越市除雪対策本部を設置し、除雪・防災等に係る連絡調整を図り、冬期間の円滑な道路交通の確保や雪に起因する災害の防止に努めます。

なお、災害対策本部を設置した場合は、その指揮下に入ります。



3 除雪実施計画

(1) 車道除雪

車道除雪について

今年度の上越市除雪計画の車道除雪延長は、約 1,749km になります。これは高速道路で、青森市から北九州市までの距離に匹敵します。

通常の除雪は、広い範囲を限られた時間で行う必要から、道路脇に雪をかき分ける除雪ドーザでの除雪を基本としており、玄関前や車庫前に残る雪の処理は、市民のみなさんをお願いしています。また、降雪量が多く、道路脇に雪壁ができる中山間地域では、ロータリ除雪車でも行います。

除雪路線

一定の交通量があり、都市の骨格をなす幹線道路のほか、地域内幹線道路、地区内の重要路線、生活道路（通勤・通学道路）などで、機械による除雪が可能な市道を除雪します。

除雪延長

平成 26 年度の車道の機械除雪延長は約 1,749 km です。

車道除雪延長

(単位：km、%)

地区名	特1種	1種	2種	3種	計	市道延長	除雪率
合併前上越市	116.33	147.50	406.31	97.33	767.47	939.38	81.7%
安塚区	0.75	6.46	42.73	21.10	71.04	191.91	37.0%
浦川原区	0.00	13.52	51.89	7.42	72.83	132.49	55.0%
大島区	0.00	12.68	19.43	1.17	33.28	93.76	35.5%
牧区	0.00	14.25	29.53	29.56	73.34	133.54	54.9%
柿崎区	8.82	43.94	29.50	43.77	126.03	175.30	71.9%
大潟区	1.63	25.06	39.99	13.48	81.06	150.27	53.9%
頸城区	7.44	47.31	47.68	3.47	105.90	177.12	59.8%
吉川区	0.77	24.95	36.79	23.17	85.68	149.58	57.3%
中郷区	0.00	20.12	11.75	11.88	43.75	96.78	45.2%
板倉区	0.00	26.90	65.53	3.85	96.28	200.45	48.0%
清里区	2.99	17.77	20.17	9.89	50.82	154.21	33.0%
三和区	1.87	27.22	31.48	40.24	100.81	128.55	78.4%
名立区	0.00	20.12	11.10	9.68	40.90	81.91	49.9%
合計	140.60	447.80	843.88	316.01	1,749.19	2,805.25	62.4%

除雪路線区分

道路除雪は、市域の骨格をなす幹線道路や地域内幹線道路、地区内の生活道路に区分し、除雪出動判断基準により除雪作業を行い、道路交通の確保を図ります。

また、特1種路線のうち救急指定病院・消防署などの周辺道路、市民生活や経済活動に重要な路線については、重点路線として終日交通を確保します。

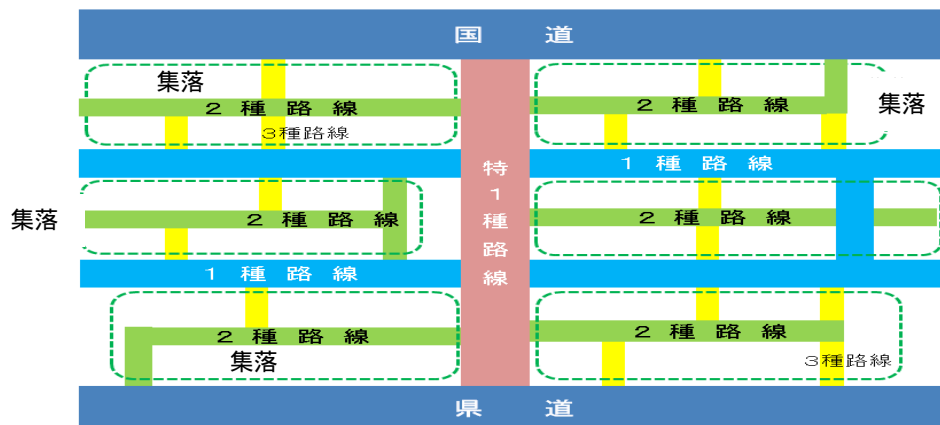
車道除雪路線区分表

区分		路線	除雪目標
特1種路線	重点路線	救急指定病院や消防署の周辺など、緊急車両が頻繁に通行する路線並びに市民生活や経済活動に特に重要な路線	常時の交通確保路線として、通常降雪時、異常降雪時ともに必要な幅員を確保し、終日交通を確保する
	幹線路線	国道、県道と一体となり、都市の骨格をなす幹線道路並びに地域内の主要道路として機能する路線	必要な幅員を確保し、終日交通を基本とするが、異常降雪時は、夜間に支障が出る場合がある
1種路線		国道、県道、特1種路線などの幹線道路に接続する地区内の重要路線	必要な幅員確保を原則とし、異常降雪時は1車線と待避所を設置する
2種路線		国道、県道、特1種、1種、2種路線に接続する地区内道路で主に、地区内住民が利用する幹線道路	1車線の幅員確保と待避所の設置を原則とするが、状況により一時通行不能になる場合がある
3種路線		国道、県道、特1種、1種、2種路線に接続する地区内道路で、主に地区内住民が利用する生活道路	1車線の幅員確保を原則とするが、異常降雪時は一時通行不能になる場合がある

必要な幅員とは原則、路肩の白線までとします

異常降雪時とは、大雪警報発令期間とその後3日間程度とします

除雪路線イメージ図



除雪出動判断基準（通常降雪時）

通常降雪時の除雪作業は、次表のとおり、出動判断時間での積雪深により実施の判断をします。しかし、当該路線の日中混雑度や今後の気象予報、従前の除雪状況等により、一時的に変更する場合があります。なお、可能な限り夜間除雪は控え、早朝除雪での対応を目指します。

また、朝方近くの降雪の場合には、除雪の終了が遅れることがあります。

除雪出動判断基準表

		早朝除雪	午前除雪	午後除雪	夜間除雪
除雪時間帯		2:00～7:00	8:30～12:00	13:00～17:00	20:00～24:00
出動判断時間		2:00、4:00	7:00	11:00	17:00
特 1 種 路 線	重点路線	10cm 以上	10cm 以上	10cm 以上	10cm 以上
	幹線路線				10cm 以上かつ 24:00 までに、 15cm 以上見込ま れる場合
1 種路線			10cm 以上かつ 12:00 までに、 15cm 以上見込ま れる場合	10cm 以上かつ 17:00 までに、 15cm 以上見込ま れる場合	15cm 以上かつ 24:00 までに、 20cm 以上見込ま れる場合
2 種路線			早朝除雪を行わ なかった場合 で、15cm 以上		24:00 までに、 25cm 以上見込ま れる場合
3 種路線					

参考：降雪の状況による出動パターン

2時、4時共に10cmに達していない場合

- ・ 全ての路線で除雪は行わない

2時は10cmに達していなかったが、4時では達した場合

- ・ 7時までに完了できる路線（上位路線を主とする）を除雪する。残った路線は、通勤・通学後の午前除雪で行う

一日中降り続けている場合

- ・ 上位路線は基準に従い除雪を行うが、2、3種路線は極力、午後除雪を実施した後、翌日の早朝除雪で対応する



拡幅作業

除雪により道路の幅員が狭くなり、今後の降雪で車道除雪路線区分に掲げる幅員を確保することが困難と見込まれる場合には、道路脇に雪を積み上げる拡幅作業を実施します。



排雪作業

堆雪により拡幅作業が困難になり今後の降雪状況によっては、著しく交通の障害が生じるおそれがある場合には、排雪作業を実施します。



凍結防止剤散布

橋梁や勾配の急な箇所のほか、圧雪がしやすい路線を中心に凍結防止剤を散布し、交通事故の防止に努めます。

地吹雪時の対応

事前に、市のホームページで危険箇所の周知を行うとともに、現地に啓蒙看板を設置しています。また、地吹雪予測時には、道路パトロールを行い、市のホームページや報道機関に外出抑制の広報や情報の提供を行います。

地吹雪発生時には、道路パトロールと除雪業者からの情報のほか、関係機関との情報連絡をもとに、吹き溜りの除去や状況に応じた通行止めを行い、通行の安全確保を図ります。

(2) 歩道除雪

歩道除雪について

冬期間も歩行者空間は必要であり、一定の広さのある歩道では、小型ロータリ除雪車による除雪を行い、通学路で歩道がない道路は、車道を拡幅することで歩行者空間の確保に努めます。

また、歩道を除雪している路線では、その雪を車道に置くため、どうしても車道が狭くなります。異常降雪時などでは、車道を確保するため、歩道を雪置場として使用し、一時的に除雪しない場合があります。この場合は、車道を拡幅することで歩行者空間の確保に努めます。

除雪路線

通勤や通学、公共施設使用など多くの市民が利用し、機械除雪が可能な歩道（原則として幅員 2m 以上）を除雪します。

幅員 2m 未満で小型ロータリ除雪車が入らない場合や頻繁に高さが変わる歩道は、除雪ができないことから、車道を拡幅することで歩行者空間の確保に努めます。



除雪出動判断基準

歩道除雪は、国道や県道管理者、地元関係者と連携を取りながら、積雪が 10 cm から 15 cm 以上に達したときに除雪を行います。ただし、利用頻度や地形条件等によりこれによりがたい場合は、個別に対応します。

除雪目標

歩行できる空間の確保を原則としますが、異常降雪時は通行不能になる場合があります。

除雪延長

平成 26 年度の歩道の機械除雪延長は約 139 k m です。

歩道除雪延長

(単位 : km、 %)

地区名	早朝	日中	計	歩道延長	除雪率
合併前上越市	91.59	6.00	97.59	176.19	55.4%
安塚区	2.27	0.00	2.27	9.04	25.1%
浦川原区	1.23	0.00	1.23	2.47	49.8%
大島区	0.00	0.00	0.00	0.22	
牧区	0.00	0.00	0.00	1.14	
柿崎区	2.35	0.00	2.35	6.72	35.0%
大潟区	0.99	1.83	2.82	13.05	21.6%
頸城区	8.41	0.00	8.41	27.81	30.2%
吉川区	4.26	0.00	4.26	7.29	58.4%
中郷区	0.98	0.00	0.98	3.57	27.5%
板倉区	4.22	0.00	4.22	6.32	66.8%
清里区	5.92	0.00	5.92	8.21	72.1%
三和区	7.79	0.00	7.79	13.03	59.8%
名立区	0.75	0.67	1.42	1.63	87.1%
合計	130.76	8.50	139.26	276.69	50.3%

排雪作業

堆雪が多くなり機械除雪が困難な路線及び個所については、車道の排雪に併せ、歩道の排雪を実施します。



歩道除雪ができない狭隘な歩道は、車道の拡幅により歩行者空間の確保に努めます。

(3) 狭隘道路(日中)除雪

狭隘道路(日中)除雪について

道路の幅が狭く除雪ドーザが入ることが出来ない道路や、入ることが出来たとしても除雪した雪を路肩に置けない、いわゆる狭隘道路は除雪ドーザによる通常除雪が行えません。

このような道路は、歩道除雪で利用する小型ロータリ除雪車が通れる幅員があり、雪置場を確保していただくなど、地域の皆さんの協力のもと一定の要件が整った場合に、歩道除雪終了後の日中に小型ロータリ除雪車で除雪を行います。

なお、狭隘道路が歩道除雪路線と隣接し、歩道除雪と一体で作業するほうが効率的な場合は、早朝に行います。

除雪路線

小型ロータリ除雪車が入る道路で、除雪業者の機械の手配が付き、雪置場の確保や除雪時間を日中にするなど、地域の協力が得られた市道を除雪します。

除雪出動判断基準

個々の道路状況に応じて対応します。

除雪目標

道路幅員に応じ、1車線の確保を目指しますが、状況によっては一時通行不能になる場合があります。

除雪延長 (単位: km)

地区名	延長
合併前上越市	15.44
牧区	0.14
吉川区	0.65
中郷区	0.10
板倉区	2.08
清里区	2.98
三和区	0.55
合計	21.94

排雪作業

狭隘道路は、ダンプトラックが入らず排雪が困難であることから、地域の皆さんの協力により確保された道路沿いの雪捨場に、小型ロータリ除雪車で雪を入れることを原則とします。

4 消融雪施設

当市の除雪は、機械による除雪を基本としていますが、幹線道路や積雪が多い地域、人家連担地域で、消雪パイプや流雪溝などの消融雪施設を設置しています。

施設は、12月から稼働できるよう点検・整備を行うとともに、操作方法を利用者に説明し、適切で効果的な施設運用を図ります。

なお、合併前上越市を中心とする地下水揚水規制区域では、原則消雪パイプの新設はできません。

(1) 消雪パイプ

延長

平成26年度の市道での消雪パイプ延長は、約69kmです。

消雪パイプ延長

(単位：km)

合併前 上越市	柿崎区	大潟区	頸城区	中郷区	板倉区	清里区	三和区	合計
21.47	1.63	1.47	0.52	22.08	11.63	8.96	1.69	69.45

消雪施設の集中管理

合併前上越市では、市街地の市道と県道の消雪施設を5ブロックに分け、路面状況に応じた効率的で迅速な消雪パイプの運転を集中管理することで、地下水揚水量の削減を図り、市街地の地盤沈下の防止に努めています。また、三和区、頸城区の施設も併せて、本システムで集中管理を行います。

(2) 流雪溝

延長

平成26年度の市道での流雪溝延長は、約17kmです。

流雪溝延長

(単位：km)

合併前 上越市	浦川原区	柿崎区	中郷区	合計
10.49	0.63	0.53	5.06	16.71

流雪溝の管理・運転

流雪溝を設置している町内に流雪溝ポンプの操作管理を依頼し、操作管理者が主体的に管理・運転しています。また、路線ごとに運転する時間を決め、河川からの克雪用水やポンプ等の施設を有効に活用しています。

5 雪捨場

降雪状況に応じて、道路管理者及び一般市民が排雪に利用できる雪捨場を、降雪量に応じて複数カ所に設置します。

雪捨場は、広い土地が必要であり、融雪後の水の処理やダンプトラックの騒音などを考慮して、市街地外の河川敷などに設置します。

開設にあたっては、市のホームページなどで、随時、周知します。

6 市民への情報提供と協力依頼

道路除雪は、市民の皆さんの協力が不可欠であることから、必要性を理解していただくよう努めます。

(1) 情報提供

- ・ 除雪事業に対し地域の協力をいただくため、地区別に除雪会議を実施します
- ・ 広報じょうえつに除雪特集を掲載し、市民の皆さんに協力を求めます
- ・ 市のホームページにより、除雪車の出動状況や降雪予報などを提供します
- ・ 地吹雪対応では、降雪前から地吹雪発生予想箇所の周知を行うとともに、地吹雪が予想される場合は、市のホームページなどで周知します

(2) 協力依頼

玄関前・車庫前の雪処理

除雪車は広い範囲を限られた時間で除雪するため、道路脇に雪をかき分ける除雪が主となります。玄関前や車庫前に残る雪の処理は、各家庭でお願いします。

車両の適切な駐車

路上での駐車は、その部分の除雪ができず、残った雪が通行を妨げることとなります。路上駐車はしないでください。

作業中の除雪車へ近づかない

深夜、早朝の降雪時は、除雪車の運転席からでも見通しは悪く、近づくと事故に巻き込まれる危険があるので、除雪車には近寄らないでください

敷地内から道路への雪出し禁止

除雪後に道路に雪を出した場合、通行が妨げられ事故のおそれもあります。敷地内の雪は道路に出さないでください。

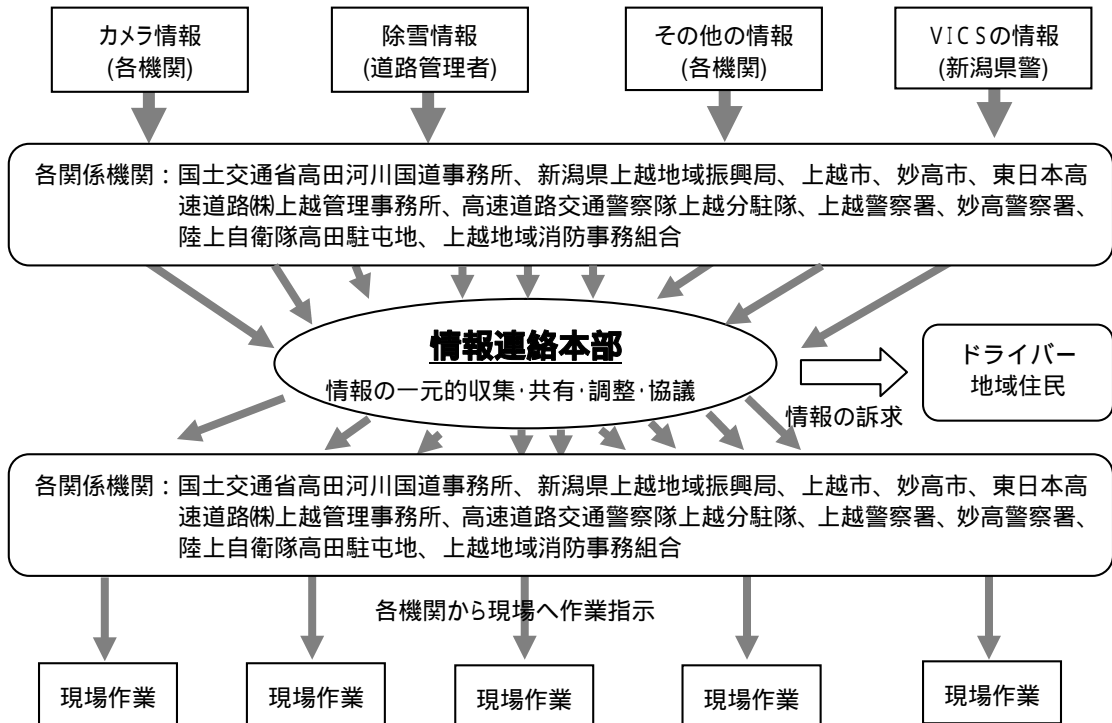
なお、個人で業者等に排雪を依頼する場合で、屋根雪などの雪を一時的に道路に置く場合は、市役所に一報を入れ早急に撤去をお願いします。

樹木や消雪施設の適切な管理

樹木や消雪用ビニールホースが除雪車に当たる場合は、除雪ができません。適切に管理してください。

7 関係機関との連携

異常降雪や暴風雪により、幹線道路での除雪障害、交通事故の頻発、大規模な交通渋滞が懸念された場合は、国土交通省・新潟県・上越市・妙高市・東日本高速道路(株)・新潟県警察・陸上自衛隊・上越地域消防事務組合の各機関が、連携して道路交通の確保を図るため、情報連絡本部を設置します。



8 適切な管理による効率的な除雪の実施

除雪状況をリアルタイムに把握し、インターネットで多くの市民が除雪状況を確認できる「道路除雪管理システム」を導入しています。

市民からの問い合わせに迅速に対応するとともに、除雪作業の向上や関連事務の効率化を図ります。



9 共助による地域除雪の支援

市では、地域の共助による除雪を推進するため、狭隘な市道除雪や私道除雪、高齢者宅前の雪処理を地域が共同で行うことを条件に、小型除雪機の購入に対して代金の一部を補助します。

(1) 対象者

市道又は私道の除雪を原則、5戸以上で共同で行う団体。
(一団の地区で5戸未満の団体は、補助対象者になりません)

(2) 補助内容

小型除雪機の購入費の40%以内で、1台につき80万円が上限。
(申込件数によっては、全ての要望に対応できない場合があります)

(3) 対象となる小型除雪機

新品の除雪機で、機関出力が13馬力級以上。

